

兵庫医科大学病態モデル研究センター規程

(設置)

第1条 兵庫医科大学(以下「本学」という。)に、本学学則(以下「学則」という。)第9条第1項に定める共同利用施設として、兵庫医科大学病態モデル研究センター(以下「センター」という。)(英文名 Center for Comparative Medicine)を置く。

(趣旨)

第2条 この規程は、学則第9条第2項の規定に基づき、センターに関する必要な事項を定める。

(目的)

第3条 センターは、医学・医療の研究並びに教育のための病態モデルの開発を行う研究センターとして、また、安全かつ適正環境下での実験動物の飼養保管を行う研究支援センターとして設置し、本学における医学・医療の研究、教育の推進に努めることを目的とする。

(業務)

第4条 センターは、前条の目的を遂行するために次に掲げる業務を行う。

- 1 病態モデルの開発に関すること。
- 2 実験動物学、動物実験学の教育研究に関すること。
- 3 動物実験技術提供による研究支援に関すること。
- 4 実験動物の飼養保管に関すること。
- 5 その他、医学研究、医学教育の推進に関すること。

(組織)

第5条 センターに、次に掲げる施設を置く。

- 1 西宮病態モデル研究センター(以下「西宮センター」という。)
 - 2 神戸病態モデル研究センター(以下「神戸センター」という。)
- ② センターに、次の教職員を置く
- 1 センター長
 - 2 西宮病態モデル研究センター長
 - 3 神戸病態モデル研究センター長
 - 4 センター専任教員
 - 5 センター職員
 - 6 その他必要な職員

③ センター職員は、大学事務部研究技術課の職員が兼務する。

(センター長)

第6条 センター長は、第3条の目的を達成するため、センターに関する業務を管理し、円滑な運営に努める。

- ② センター長は、教授の内から学長が委嘱する。
- ③ 西宮病態モデル研究センター長（以下「西宮センター長」という）は西宮キャンパス、神戸病態モデル研究センター長（以下「神戸センター長」は神戸キャンパスに在籍する教授の内から学長が委嘱する。
- ④ センター長及び西宮センター長並びに神戸センター長の任期は2年とし、再任することができる。ただし、引き続き4年を超えることはできない。
- ⑤ センター長は、西宮センター長又は神戸センター長を兼務することができる。
- ⑥ センター長は、その職務の一部を西宮センター長及び神戸センター長に委任できる。

(副センター長)

第7条 西宮センター長並びに神戸センター長は、副センター長を置くことができる。

- ② 副センター長は、西宮センターは西宮キャンパス、神戸センターは神戸キャンパスの教員の内からセンター長が指名し、学長が委嘱する。
- ③ 副センター長は、西宮センター長又は神戸センター長を補佐し、センター職員の指導監督業務を行う。
- ④ 副センター長の任期はセンター長の在任期間以内とする。

(実験動物管理者)

第8条 西宮センター及び神戸センターに、兵庫医科大学動物実験規程第2条第1項8号に規定する実験動物管理者を置く。

- ② 実験動物管理者は、学長が委嘱する。
- ③ 実験動物管理者は、実験動物及びセンターの施設・設備等を管理する。

(運営委員会)

第9条 本学に、センターの運営に関する事項を審議するために病態モデル研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- ② 運営委員会の下に、西宮センター並びに神戸センターの運営に関する事項を審議するため、西宮病態モデル研究センター運営小委員会（以下「西宮小委員会」という。）並びに神戸病態モデル研究センター運営小委員会（以下「神戸小委員会」という。）を置く。
- ③ 運営委員会及び西宮小委員会並びに神戸小委員会に関する規程は、別に定める。

(病態モデル研究センター利用者会議)

第10条 本学に、動物実験を行う各部署の世話人(所属長が推薦する教職員)より構成される西宮病態モデル研究センター利用者会議及び神戸病態モデル研究センター利用者会議(以下「利用者会議」という。)を置く。

② 各利用者会議に関する内規は、別に定める。

(利用等)

第11条 センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、別に定める「兵庫医科大学西宮病態モデル研究センター利用規程」及び「兵庫医科大学神戸病態モデル研究センター利用規程」を遵守しなければならない。

② 前項に定める他、次に掲げる安全管理を要する動物実験を行う場合には、関連法令及び本学の関連規程等を遵守しなければならない。

- 1.バイオセーフティ関連実験 (ABSL2まで)
- 2.有害危険物質、発がん物質等を使用する実験
- 3.放射線を使用する実験
- 4.遺伝子組換え実験
- 5.その他安全管理を要する実験

③ 利用者が規程及び関連法令等に反したとき、又はセンターの運営に著しく支障を生じる行為を繰り返す場合は、センター長はその利用若しくは利用の一部を差し止めることができる。

(利用経費)

第12条 利用者は実験のために要した経費を、別に定める基準により負担しなければならない。

② 前項の負担に関する基準は学長が定める。

(緊急時に対する措置)

第13条 センター長は、実験動物の取扱いに関し、人の健康及び生活環境に係わる被害又は動物間に感染症が蔓延するおそれがあり、かつ緊急な措置が必要と認められるとき、若しくは機器等のトラブルにより適正な運営が妨げられた場合は、利用の停止等必要な措置を講じるとともに速やかに利用者に通知するものとする。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、大学事務部が行う。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、学長が発議し、大学運営会議の意見を聴き、常務会が行う。

附 則

- ①この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- ②この規程の施行に伴い、「兵庫医科大学動物実験施設規程（平成元年12月25日施行）」を廃止する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2022年4月1日から施行する。